

## 地下貯蔵タンクの流出防止対策について

危険物の規制に関する規則等の一部が改正され、鋼製一重殻の直接埋設タンクについて流出防止対策が必要となります。

### 改正の概要

危険物施設において、地下貯蔵タンクからの危険物の流出事故が増加していることを受け、流出防止を目的として関係法令が改正されました。

### 対象となる地下貯蔵タンク

鋼製一重殻で、地盤面下に直接埋設されたタンクが該当します。

二重殻タンク、タンク室（タンク周囲をコンクリートの壁で囲ったもの）に設置されたもの、漏れ防止構造（タンクの周囲に直接コンクリートを流し込んだもの）のタンクは該当しません。

### 流出防止対策の規制区分

地下貯蔵タンク埋設時の仕様（『設計板厚』及び『外面保護の種類』）と、設置後の『経過年数』に応じて規制区分が定められています。

#### 腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク

経過年数	外面保護（塗覆装）の種類	設計板厚
50年以上	アスファルト	全ての設計板厚
	モルタル	8.0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
40年以上 50年未満	アスファルト	4.5mm未満

#### 腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク

経過年数	外面保護（塗覆装）の種類	設計板厚
50年以上	モルタル	8.0mm以上
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm以上
	強化プラスチック	4.5mm以上 12.0mm未満
40年以上 50年未満	アスファルト	4.5mm以上
	モルタル	6.0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	4.5mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
30年以上 40年未満	アスファルト	6.0mm未満
	モルタル	4.5mm未満
20年以上 30年未満	アスファルト	4.5mm未満

経過年数は、タンクを埋設した設置(変更)工事に係る完成検査済証の交付日を起算日とします。

規制対象となった場合の措置

腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク（ア又はイのいずれかの措置を実施）

ア 内面ライニング

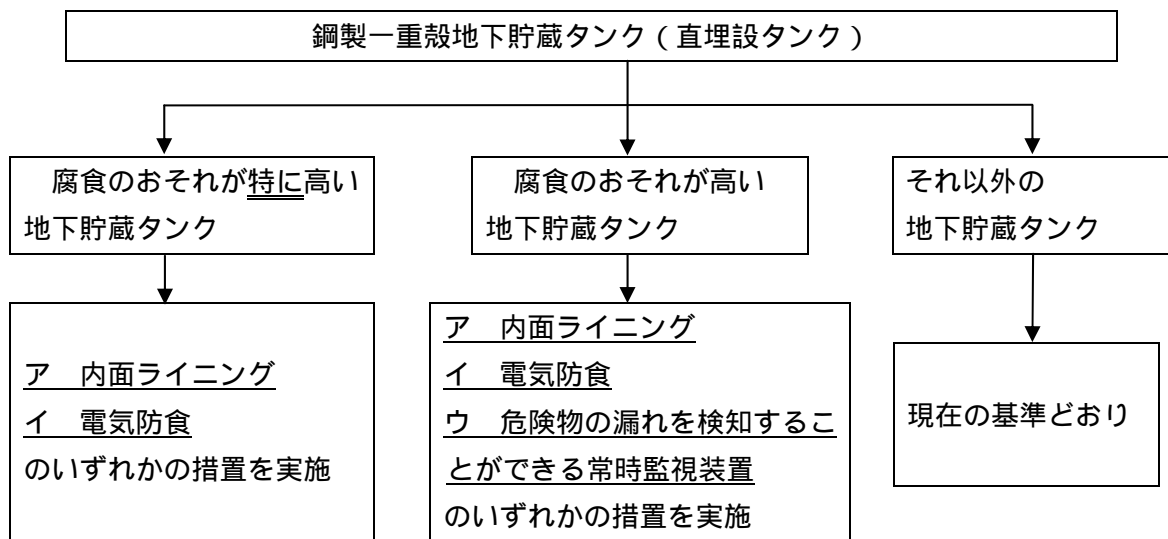
イ 電気防食

腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク（ア、イ又はウのいずれかの措置を実施）

ア 内面ライニング

イ 電気防食

ウ 危険物の漏れを検知することができる常時監視装置（高精度油面計など）の設置



施行期日等

施行期日

平成 23 年 2 月 1 日

経過措置

平成 25 年 1 月 31 日までの間は、従前の例による（2 年間の猶予期間）。

地下貯蔵タンクの仕様確認

地下貯蔵タンクの『設計板厚』、『外面保護の種類』及び『経過年数』は、設置（変更）許可申請書の構造設備明細書やタンク検査済証、添付図面などで確認できます。

問合せ

飯田広域消防本部予防課

担当 危険物係

電話 0265-23-6002（ダイヤルイン）

FAX 0265-23-6007

電子メール yoboh@119.iida.nagano.jp